

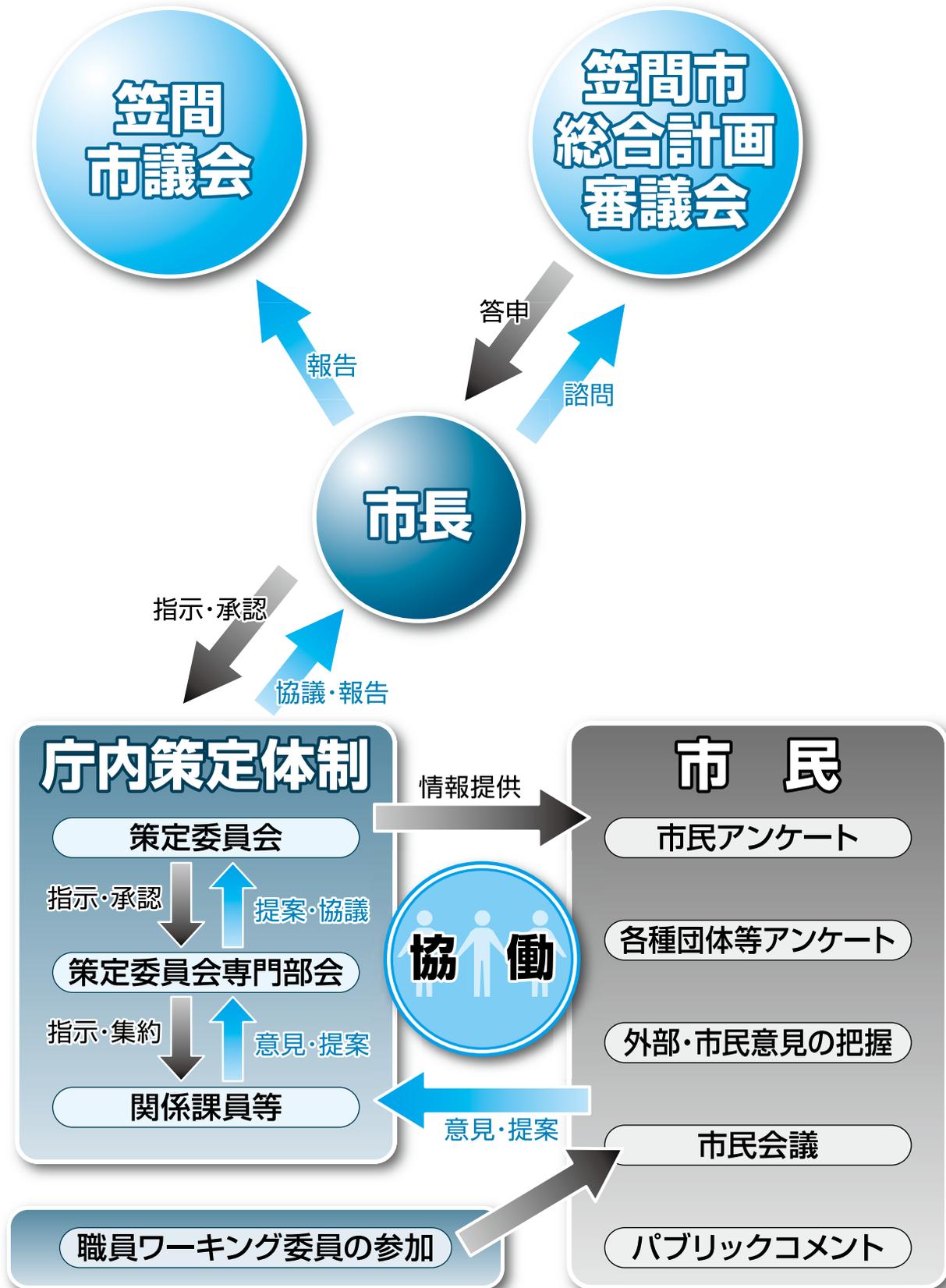


第3部
付属資料

- 1 策定のあゆみ
- 2 都市宣言
- 3 施策の目標・指標一覧
- 4 用語解説

1 策定のあゆみ

① 笠間市総合計画後期基本計画策定体制



②笠間市総合計画審議会条例

○笠間市総合計画審議会条例

平成18年3月19日
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、笠間市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画市計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関、団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第3号の委員で、それぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 審議会に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

③ 笠間市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属・職業等	備考
市議会議員	蛭澤 幸一	総務委員会委員長	
	野口 圓	産業経済委員会委員長	
	西山 猛	土木建設委員会委員長	
	石松 俊雄	文教厚生委員会委員長	
学識経験を有する者	井上 繁	常磐大学 コミュニティ振興学部長	会長
	野上 寛子	笠間市都市計画審議会委員	
	赤津 征	笠間市商工会会長	
	永田 良夫	がんばる企業応援連絡会会員	
	鈴木 孝雄	茨城中央農業協同組合常勤付参与	
	河村 一敏	笠間市医師会会長	
	菊地 浩	会社員 (元笠間市PTA連絡協議会会長)	
	海老原 雅美	笠間市男女共同参画審議会委員	
	千代 京	大好きかさまネットワーク連絡協議会会員	
	村田 大地	社団法人 笠間青年会議所会員	
	平山 晴美	笠間市総合計画策定市民会議委員	
関係機関・団体の代表	飯村 茂	笠間市農業委員会会長	
	増渕 浩二	社団法人 笠間観光協会会長	
	板東 敬雄	笠間警察署長	
	梅崎 孝臣	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会会長	
	岡野 博之	笠間市区長会会長	副会長

④笠間市総合計画策定委員会規程

○笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程

平成18年3月19日
訓令第20号

(設置)

第1条 笠間市総合計画等の策定及びそれに基づく諸施策の実施並びに笠間市内の開発を適切に推進するため、笠間市総合計画及び開発計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(処理事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 総合計画策定及び改定に関すること。
- (2) 水資源開発に関すること。
- (3) 土地利用計画の策定及び改定に関すること。
- (4) 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱(昭和49年茨城県公告)の適用を受ける土地開発事業(以下「開発事業」という。)について、総合計画及び土地利用計画に基づく助言並びに指導を行うこと。
- (5) 開発事業にかかわる情報交換及び連絡調整に関すること。
- (6) その他の市内における土地開発事業について市長が特に命じた事項に関すること。

(組織及び会議)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は副市長をもって充てる。

3 副委員長は、市長公室長をもって充てる。

4 委員は、次の構成とする。

- (1) 前条第1号に規定する処理事項の協議は、別表第1項の者をもって構成する。
 - (2) 前条第2号及び第3号に規定する処理事項の協議は、別表第1項及び第2項の者をもって構成する。
 - (3) 前条第4号から第6号に規定する処理事項の協議は、別表第1項及び第2項の者の中から委員長が指名した者をもって構成する。
- 5 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
6 委員会に、委員長が指名した者による専門部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成19年訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成23年訓令第10号)

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

適用条文	職名
第4項第1号、第2号及び第3号委員	教育長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、保健衛生部長、産業経済部長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長、教育次長、消防長、その他委員長が必要と認める者
第4項第2号及び第3号委員	企画政策課長、総務課長、笠間支所長、岩間支所長、環境保全課長、商工観光課長、農政課長、農村整備課長、建設課長、都市計画課長、水道課長、下水道課長、農業委員会事務局長、学務課長、生涯学習課長、消防本部総務課長、その他委員長が必要と認める者

⑤ 笠間市総合計画策定委員会委員

区 分	役 職
委員 長	副 市 長
副 委 員 長	市長公室長
委 員	教 育 長 総 務 部 長 市民生活部長 福祉部長 保健衛生部長 産業経済部長 都市建設部長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 教育次長 消 防 長 その他委員長が必要と認める者

⑥ 笠間市総合計画策定委員会 専門部会

部会名	部会長	部会員構成課
土 地 利 用・ 基 盤 整 備 部 会	都市計画課長	企画政策課、環境保全課、商工観光課、農政課、農村整備課、建設課、都市計画課
産 業 部 会	農政課長	企画政策課、農政課、農村整備課、商工観光課、農業委員会
保 健・福 祉 部 会	社会福祉課長	社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、保険年金課、健康増進課、市立病院
生 活 環 境 部 会	環境保全課長	総務課、市民活動課、市民課、環境保全課、農村整備課、都市計画課、建設課、管理課、水道課、下水道課、消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、消防本部通信指令課
教 育・文 化 部 会	学務課長	学務課、生涯学習課、スポーツ振興課、笠間公民館、笠間図書館
自 治・協 働 部 会	市民活動課長	秘書課、総務課、市民活動課、社会福祉課、笠間支所地域課、岩間支所地域課
行 財 政 経 営 部 会	行政経営課長	秘書課、企画政策課、行政経営課、総務課、財政課、税務課

⑦ 諮問書・答申書

笠間市諮問第2号

笠間市総合計画審議会

笠間市総合計画後期基本計画を策定したいので、笠間市総合計画審議会条例（平成18年笠間市条例第15号）第2条の規定により意見を求める。

平成23年5月25日

笠間市長 山口 伸樹

平成24年2月16日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市総合計画審議会
会長 井上 繁

笠間市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年5月25日付け笠間市諮問第2号で諮問のあった、笠間市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 近年の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、急激な変化を遂げてきており、さまざまな分野で市民生活に影響をもたらしている。これらの動向を適切に捉え、柔軟な対応を図られたい。
- 2 東日本大震災を教訓とし、安心・安全な地域社会に再構築するため、復旧・復興に向けた取り組みを期待する。
- 3 市民が将来にわたり安心して暮らし続けられるよう、財政基盤を確立するとともに、施策や事業の実施にあたっては、優先度や有効性、効率性、さらには、財政状況等を総合的に判断し、計画的に進められたい。
- 4 計画の推進にあたり、計画に定めた施策内容がより多くの市民に伝わるように努め、市民と行政の協働によるまちづくりが展開されることを期待する。
- 5 計画の進行管理については、行政評価制度を活用し、計画期間中における施策や事業の評価・検証に努められたい。また、その達成度や進捗状況等の結果については、広く市民へ情報提供し、意見を求め、施策や事業の改善に努められたい。
- 6 当審議会において各委員から表明のあった、多くの意見提言等（別紙）に十分配慮され、今後の笠間市総合計画の策定及び施策や事業の実施に努められたい。

別紙

第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産 業〕

〔施策2-1-1観光／施策2-3-1商業〕

- 賑わいや経済効果をもたらすイベント型観光が促進される一方で交通混雑やごみ等の問題が課題となっている。今後は、通年型の重要性を再認識し、通年型の観光地の実現に向けた取り組みが必要である。

〔施策2-1-1観光／施策2-3-1商業〕

- 地域活性化は、行政のみで達成できるものではない。何よりも「地域の気運の高まり」が重要である。今後、地域活性化に向けた取り組みを進めていくうえで、行政・市民（商工会、観光協会等）の協議の「場」を設置し、活用していく必要がある。

〔施策2-1-1観光／施策4-1-2公園・緑地〕

- 笠間県立自然公園や吾国・愛宕県立自然公園など緑豊かな美しい自然環境を「資源」として活用していくためには、観光PRのみならず、ハイキングコースなど周辺環境の整備・保全が必要である。

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕

〔施策3-2-1保健・医療／施策3-3-3障害者福祉〕

- 子どもを安心して産み育てる環境を整備するため、茨城県立中央病院への小児科や産婦人科等の設置を望む。また、近年、精神疾患が急増している中で、茨城県立こころの医療センターとの連携強化を望む。

〔施策3-3-1地域福祉〕

- 近年、急速に進展する高齢化社会において、寝たきりや認知症高齢者等が増加している中で、「地域福祉の担い手の育成」は大きなテーマのひとつとなっている。地域に密着し、かつ、福祉についての専門的な知識を有する地域リーダーの育成がますます重要である。

〔施策3-3-1地域福祉／施策4-2-1防災／施策6-3-1広報・広聴〕

- 大規模災害時には、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ的確な情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策3-2-2 社会保障〕

- 指標「国民健康保険税の収納率」について、納税は、国民の義務である。また、税における公平性を確保するため、より高い目標値を設定するよう望む。

〔施策3-2-2 社会保障〕

- 指標について、単に医療費を抑制するという指標だけでなく、市民の健康が高まることによつて医療費が抑制されたというような予防の観点からも指標が必要である。

第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕

〔施策4-1-1生活道路〕

- 指標「道路里親実施団体数」について、現在、国道・県道ともにその実施団体数は増加傾向にある。本市においても、市民と行政の協働や地域活動の活性化などの観点から、より実施団体数の増加を目指すべきである。

〔施策2-1-1観光／施策4-1-2公園・緑地〕

- 笠間県立自然公園や吾国・愛宕県立自然公園など緑豊かな美しい自然環境を「資源」として活用していくためには、観光PRのみならず、ハイキングコースなど周辺環境の整備・保全が必要である。

〔施策4-1-6住宅〕

- 行政評価外部評価等の意見を踏まえ、公営住宅整備については縮小し、民間賃貸住宅等を活用した供給を図るべきではないか。

〔施策3-3-1地域福祉／施策4-2-1防災／施策6-3-1広報・広聴〕

- 大規模災害時においては、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ確かな情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策4-2-1防災〕

- 放射線に関する市民の不安を解消し、安心・安全な地域社会を構築するため、放射線対策に関する取り組みが必要である。

〔施策4-2-1防災〕

- 指標「自主防災組織率」について、東日本大震災以降、組織結成に向けた動きが現れてきている。このような市民の防災に対する関心の高まりを踏まえ、現在の県平均60.0%を目指すべきである。

〔施策4-2-2消防〕

- 安心・安全に暮らし続けられるよう、複雑多様化、大規模化する災害に対応できる救急救助体制の整備が必要である。

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり〔教育・文化〕

〔施策5-3-1文化財／施策5-3-2芸術・文化〕

- 地域資源のひとつである文化財について、文化振興基本計画等を策定し、計画的かつ効率的に「保護」と「活用」を行っていくことが必要である。

第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕

〔施策6-2-1 市民協働／施策6-2-1 地域コミュニティ〕

- 市民活動や地域コミュニティ活動を実施していくうえでは、拠点となる施設が必要不可欠である。現存する地区公民館や新たに設置が予定される施設などについて、それぞれの在り方を整理、検討していくことが必要である。

〔施策6-2-1 地域コミュニティ〕

- 地域には、それぞれの特徴や課題があることから、地域の実情を踏まえたうえで、その地域のコミュニティの在り方について検討する必要がある。また、活動を担う人材の確保や行政情報の提供など支援体制の強化を図る必要がある。

〔施策6-3-1 広報・広聴〕

- 市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくうえで、行政情報の公開・提供は必要不可欠である。また、安心・安全に暮らし続けていくうえでも、緊急・災害時などにおける情報提供は、非常に重要なものとなっている。そのため、多種多様な行政情報をより多くの市民に伝え、活用してもらうため、飛躍的に発展と普及が進む情報通信技術などによる「わかりやすい」「探しやすい」情報提供体制の構築が必要である。

〔施策3-3-1 地域福祉／施策4-2-1 防災／施策6-3-1 広報・広聴〕

- 大規模災害時には、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ的確な情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策6-3-1 広報・広聴〕

- 指標について、行政情報等の伝達手段のひとつである「かさめ〜る」をより多くの市民に活用していただけるよう、登録者の増加を目指すべきである。



笠間市総合計画審議会委員



会長及び副会長より答申書提出

⑧ 笠間市総合計画後期基本計画策定経過

期日	区分	内容
平成22年 12月15日	政策調整会議	・総合計画後期基本計画策定方針について（調整）
12月20日	庁議	・総合計画後期基本計画策定方針について（決定）
平成23年 1月4日～1月31日	市民アンケート調査	・市民2,000人を対象に実施（無作為抽出）
1月17日～2月10日	市民活動団体 アンケート調査	・市民活動団体406団体を対象に実施
1月17日～2月10日	企業アンケート調査	・市内の企業131社を対象に実施
1月12日～1月25日	庁内調査	・前期基本計画検証に伴う事前調査
1月25日	笠間市議会	・総合計画後期基本計画策定方針について（報告）
5月18日	第1回 総合計画策定委員会	(1) 市民アンケート等の結果について (2) 策定スケジュールについて (3) 専門部会の設置及び部会長の指名について
5月25日	第1回総合計画審議会	・審議会委員の委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・総合計画審議会諮問（笠間市諮問第2号） (1) 総合計画後期基本計画策定方針について (2) 市民アンケート等の結果について (3) 策定スケジュールについて
6月16日	第1回 専門部会	・7部会合同専門部会の開催
7月2日～7月10日	外部アンケート調査	・クラインガルテン利用者等を対象に実施
7月4日～7月5日	第2回 専門部会	・各専門部会の開催 第1次作業：前期基本計画の検証及び現況と課題の整理について
7月7日～7月21日	区長アンケート調査	・区長を対象に実施
7月15日	第2回 総合計画策定委員会	(1) 前期基本計画の検証結果について (2) 市民会議からの提言書について (3) 重点化を図る視点について
7月21日	第2回 総合計画審議会	(1) 前期基本計画の検証結果について (2) 市民会議からの提言書について (3) 重点化を図る視点について
8月10日～8月12日	第3回 専門部会	・各専門部会の開催 第2次作業：後期基本計画（素案）等について
9月22日	第3回 総合計画策定委員会	(1) 目標の明確化について (2) 総合計画後期基本計画（素案）について

期日	区分	内容
10月26日	第3回 総合計画審議会	(1)目標の明確化について (2)総合計画後期基本計画(素案)について
10月17日～10月27日	庁内調査	・全職員を対象に総合計画後期基本計画(素案)に対する意見等の募集
10月28日～11月1日	第4回 専門部会	・各専門部会の開催 第2次作業：後期基本計画(原案)等について
11月21日	市議会 全員協議会	・総合計画後期基本計画について中間報告
11月25日	第4回 総合計画策定委員会	(1)総合計画後期基本計画(原案)について (2)指標の選択及び目標値の設定について
12月21日	第4回 総合計画審議会	(1)総合計画後期基本計画(原案)について (2)指標の選択及び目標値の設定について
平成24年 1月12日～1月31日	パブリック・コメント	・笠間市総合計画後期基本計画(案)に対して実施
1月19日～2月1日	市民実感度調査	・市民3,000人を対象に実施(無作為抽出)
1月20日～1月23日	第5回 専門部会	・各専門部会の開催 第3次作業：後期基本計画(案)等について
1月20日～1月27日	庁内調査	・全職員を対象に総合計画後期基本計画(案)に対する意見等の募集
2月9日	第5回 総合計画策定委員会	(1)パブリック・コメントの結果について (2)総合計画後期基本計画(案)について
2月16日	第5回 総合計画審議会	(1)パブリック・コメントの結果について (2)総合計画後期基本計画(案)に対する答申について ・総合計画審議会答申
2月22日	政策調整会議	・総合計画後期基本計画(案)について(調整)
2月27日	庁議	・総合計画後期基本計画について(決定)
3月16日	市議会 全員協議会	・総合計画後期基本計画について(報告)



つつじ公園

⑨ 市民参加の経過

後期基本計画の策定にあたり、より多く市民の皆様のご意見が反映されるよう、さまざまな参加機会を創出しました。

1 市民アンケート調査

市民の皆様を意識動向を把握するとともに、ご意見やご要望をお聴きして、笠間市の今後のまちづくりに生かすことを目的にアンケート調査を実施しました。

- 調査時期……………平成23年1月
- 回収率……………42.7%

2 企業アンケート調査

市内の代表的な企業に対し、アンケート調査を実施し、企業の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

- 調査時期……………平成23年1月
- 回収企業数……………56社

3 市民活動団体アンケート調査

市内で活動する各種団体に対し、アンケート調査を実施し、団体の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

- 調査時期……………平成23年1月
- 回収団体数……………160団体

4 区長アンケート調査

区長に対し、アンケート調査を実施し、区長の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

- 調査時期……………平成23年7月

5 外部アンケート調査

クラインガルテン利用者等に対し、アンケート調査を実施し、市外から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

- 調査時期……………平成23年7月

6 パブリック・コメント

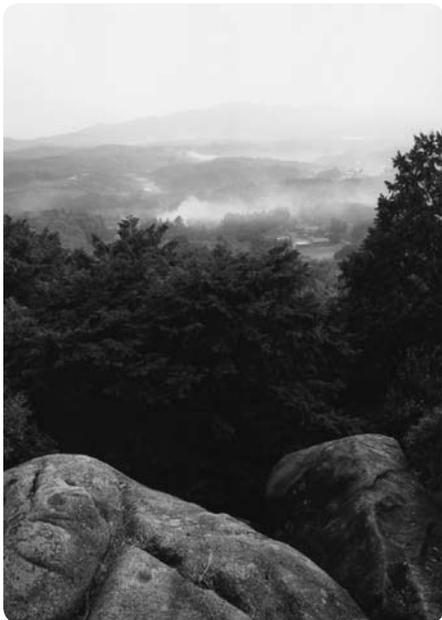
笠間市パブリック・コメント手続条例に基づき「笠間市総合計画後期基本計画（案）」に対しての意見募集を実施し、いただいたご意見については、計画策定の基礎資料としました。

- 意見募集時期……………平成24年1月
- 意見提出……………4人16件

7 市民実感度調査

「市民実感度指標」における計画策定時点での現状値を把握するため、現在、展開している各施策について、市民の皆様が「どのように実感しているのか」アンケートによる調査を実施しました。

- 調査時期……………平成24年1月
- 回収率……………42.80%



市民応募作品
題名：石倉岩から見下ろせば…



武田 章 作品
題名：～ようこそ笠間へ
（佐白山麓公園・時鐘楼）～

8 市民会議

市民会議では、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを推進するため、現在の笠間市の問題や課題、今後進むべき未来について議論を重ね、いただいた提言については、計画策定の基礎資料としました。

〔提言書の概要〕

●都市・産業づくり分科会

少子高齢化、人口減少の急速な進展や東日本大震災の影響など、近年の社会経済情勢は大きな変革期を迎えている。このような状況にあっては、若年層の方々に地元へ愛着をもってもらうと同時に、若者の地元離れを防ぎ、さらには、市外からの移住者が増加するような施策を展開し、地域の魅力を向上させる必要がある。そのためには、商工業の充実発展や組織的な農業の形成を図っていくなど地元雇用の場を確保していく必要がある。また、厳しい雇用失業情勢の中、就職のために必要な知識や技術習得を目的とした人材育成支援を実施しながら、企業とのマッチングを図っていく必要がある。



ワークショップ



ワークショップ

●健康・福祉・環境づくり分科会

急速に進展する少子高齢化社会の中で、少子化対策や高齢者対策の必要性がますます高まってきている。少子化対策にあっては、出産や育児に関する支援策の充実や三世代交流活動の拡充など安心して子どもを産み育てる環境を構築していくことが必要である。また、高齢者対策にあっては、高齢者の働く「場」を確保していくことが重要であり、高齢者の就業機会の創出に向けての取り組みが必要である。また、市民が健康で生き生きと暮らせることはすべての基本となることであり、健康意識の高揚を図るとともに、医療機関の充実や地域における介護等のボランティア活動、さらには、見守り体制の強化などの取り組みが重要となってくる。



ワークショップ発表

●人(教育)・協働づくり分科会

「人(教育)・協働づくり」というテーマの中で、最も基礎となるものが、人と人とのつながりである。特に、地域内での交流が希薄化している現代においては、最も重要な位置付けになると思われる。この基礎ができれば、情報共有・教育といった協働に不可欠な要素への相乗効果も期待できることから、「地域力の向上」が重要である。

近年、市民ニーズの多様化に伴い、きめ細やかな行政サービスの提供に限界が生じている。このような状況の中、求められているのは市民一人ひとりの自主性であり、また、地域に対する協働参画の意識をどれだけ引き出せるかにかかっている。今一番不足しているのは、協働に対する意識の在り方であり、それには市民と行政をつなげる中間組織の立ち上げも含めて考えていく必要がある。



ワークショップ



ワークショップ発表

●3分科会合同

東日本大震災を経験したことで、情報の伝達・ライフラインの重要性に改めて気づかされたところである。大規模災害については、「情報の収集・伝達」「安否確認手段」「ライフライン寸断時の対策」「必需物資の備蓄」など個人・家族・地域・行政それぞれの立場での「備え」が必要であり、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、各間の連携強化を図っていく必要がある。



ワークショップ



市民会議委員

⑩ 絵画集「私の好きな笠間」

■ 第104回 笠間の菊まつり「私の好きな笠間」図画コンクール 入賞作品



友部小学校 4年生 佐藤 優成



笠間小学校 6年生 蛭澤 実知香



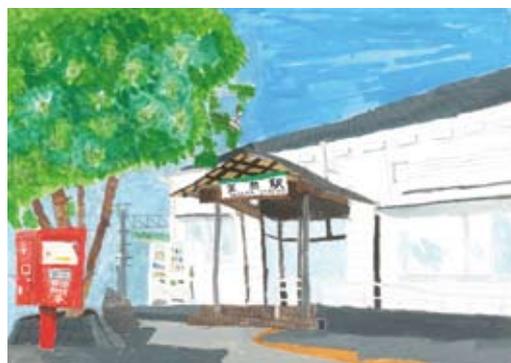
岩間第一小学校 6年生 小林 春菜



南小学校 2年生 鈴木 健



笠間幼稚園 年少 塩幡 歩未



笠間小学校 3年生 中川 光輔



笠間小学校 5年生 秋山 鈴音



佐城小学校 6年生 菅谷 早記



笠間小学校 2年生 根本 大暉



岩間第一小学校 2年生 野口 眞子



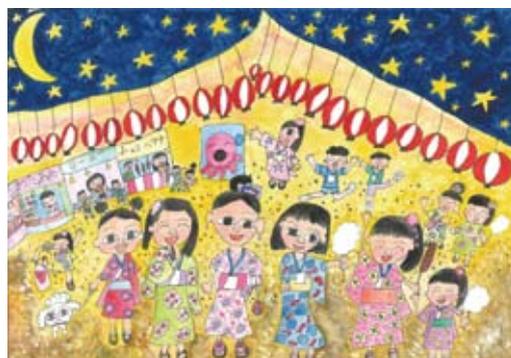
佐城小学校 4年生 畑岡 悟



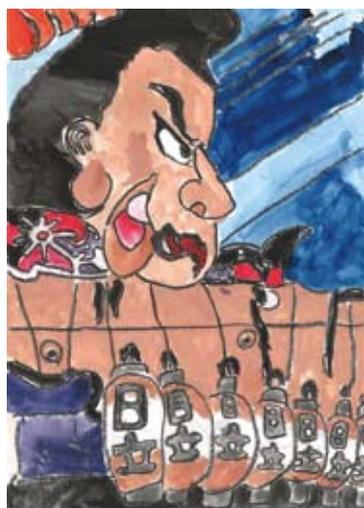
友部小学校 2年生 山内 愛美



岩間第一小学校 2年生 菅谷 佳大



友部小学校 2年生 檜山 明里



笠間小学校 4年生 森田 琉亜



友部小学校 1年生 飯嶋 ゆら



友部小学校 6年生 小澤 美佳



笠間小学校 3年生 佐久間 康輔



笠間幼稚園 年長 橋本 開



箱田小学校 2年生 大里 航平



稲田小学校 4年生 青木 建大朗



笠間小学校 6年生 仁平 佳寿



笠間小学校 5年生 石本 美咲



笠間小学校 6年生 柳橋 李王



稲田中学校 1年生 井川 亮汰



南中学校 2年生 額賀 崇裕



南中学校 1年生 桜井 太喜



岩間中学校 2年生 入江 夏菜子



友部第二中学校 3年生 鶴田 みき



友部第二中学校 3年生 杉山 ひかる



東中学校 3年生 仲田 理沙



友部第二中学校 3年生 市川 千裕

2 都市宣言

非核平和都市宣言

平成18年9月22日

世界の平和と安全は人類共通の願いである。

いま、国際的な核軍備拡大競争は、核戦争の危機を増大し、人類生存の恐怖となっている。

私たちは、再び「広島」「長崎」のあの惨禍を繰り返さないためにも、すべての国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、いかなる国の核兵器も許してはならない。

一瞬にして尊い命を奪い、財産を灰にしてしまったあの悲惨な戦争をいかなる理由があろうとも繰り返してはならない。

笠間市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶と人類永遠の平和を要求し、ここに「非核平和都市」となることを厳粛に宣言する。

「健康都市かさま」宣言

平成24年2月29日

だれもが健康に暮らせるまちをつくることは、いつまでも変わることがないテーマです。

笠間市は、世界保健機関（WHO）が提唱する健康都市の理念を踏まえながら、市民と行政が一体となって、保健、医療、福祉、教育、産業など都市を構成する全ての分野における活動と連携をとおして、相互に支えあい、健康な生活をおくり続けることができる安心と安全が確立された「健康都市かさま」の構築を目指すことを、ここに宣言します。

3 施策の目標指標一覧

第1章

広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり

〔土地利用・都市基盤〕

施策 1-1-1 土地利用 28ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市の特性を活かした土地利用ができていると感じている市民の割合	39.17%	↑

施策 1-1-2 拠点づくりと市街地整備 30ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市内外の交流が活性化されてきていると感じている市民の割合	57.48%	↑
数値	市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日 (抑制)
数値	広域交流拠点(IC)出入台数	17,766台/日	19,300台/日
数値	都市的土地利用率	45.3%	45.7%

施策 1-2-1 幹線道路 32ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市街地間の移動が向上していると感じている市民の割合	67.37%	↑
数値	幹線道路の整備率(改良率)	76.6%	78.2%
数値	都市計画道路の整備率	63.0%	67.0%

施策 1-2-2 公共交通 34ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	公共交通が使いやすいと感じている市民の割合	48.13%	↑
数値	市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日 (抑制)
数値	デマンドタクシー利用者数	189人/日	210人/日

施策 1-3-1 美しい景観の保全・整備 36ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	自然的な景観が良好に保たれていると感じている市民の割合	69.70%	↑
市民実感度	良好な市街地が形成されてきていると感じている市民の割合	46.96%	↑

第2章

多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり

〔産 業〕

施策 2-1-1 観 光

40ページ

種 別	指 標 名	現 状 値	目 標 値 (H28年度末)
市民実感度	観光都市としての魅力が向上していると感じている市民の割合	57.63%	↑
数 値	入り込み観光客数	3,281千人	3,295千人
数 値	観光情報HP (市、観光協会) アクセス数	191,869件	240,000件

施策 2-1-2 地場産業

42ページ

種 別	指 標 名	現 状 値	目 標 値 (H28年度末)
市民実感度	地場産業生産品が市内外施設において活用されていると感じている市民の割合	40.42%	↑
数 値	笠間焼生産事業者数 (個人含む)	112事業者	118事業者
数 値	みかげ石生産事業者数 (個人含む)	84事業者	86事業者

施策 2-2-1 農林業

44ページ

種 別	指 標 名	現 状 値	目 標 値 (H28年度末)
市民実感度	自然と共生し活力ある農林業の振興が行なわれていると感じている市民の割合	28.12%	↑
数 値	農産物のブランド化数	10件	20件
数 値	認定農業者数	144人	135人 (抑制)
数 値	農地集積面積	307ha	350ha

施策 2-2-2 グリーンツーリズム

46ページ

種 別	指 標 名	現 状 値	目 標 値 (H28年度末)
市民実感度	都市と農村との交流により活性化が図られていると感じている市民の割合	23.21%	↑
数 値	体験農業者数 (笠間クラインガルテン受付)	200人	300人

施策 2-3-1 商 業

48ページ

種 別	指 標 名	現 状 値	目 標 値 (H28年度末)
市民実感度	商店街に活気があると感じている市民の割合	14.17%	↑
数 値	商業 (卸・小売業) の状況 (事業所数)	1,050店舗	1,060店舗
数 値	商業 (卸・小売業) の状況 (従業者数)	6,722人	6,810人

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
数値	商業(宿泊・飲食サービス業)の状況(事業所数)	405店舗	412店舗
数値	商業(宿泊・飲食サービス業)の状況(従業者数)	2,600人	2,660人

施策 2-3-2 工業 50ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	産業拠点の形成により地元雇用が図られていると感じている市民の割合	11.60%	↑
数値	工業の推移(製造品出荷額)※従業員4人以上の事業者	170,788百万円	175,000百万円

施策 2-3-3 雇用・労働環境 52ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心して働くことのできる就業の場があると感じている市民の割合	15.11%	↑
数値	有効求人倍数(年平均)	0.34	0.65
数値	職に役立つ資格取得支援補助金交付件数	17件	40件

第3章

共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

〔健康・福祉〕

施策 3-1-1 子ども・子育て支援 56ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)があると感じている保護者の割合(0~12歳)	49.62%	↑
数値	子育て支援センター利用者数(児童館内施設を含む)	15,845人	34,300人
数値	ファミリーサポートセンター会員数	107人	500人

施策 3-1-2 少子化対策 58ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心して子どもを産み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合	42.60%	↑
数値	出生率の推移	7.4‰	7.4‰

施策 3-2-1 保健・医療 60ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	自分が健康であると感じている市民の割合	69.70%	↑
数値	特定健康診査受診率	37.8%	65.0%

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
数値	各種がん検診受診率	17.7%	50.0%
数値	休日・夜間初期救急診療日数	315日	315日

施策 3-2-2 社会保障

62ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心して医療を受けることができている市民の割合	78.50%	↑
数値	国民健康保険税の収納率	82.70%	88.00%
数値	1人当たりの医療費	199,750円	242,912円 (抑制)
数値	特定健康診査受診率	37.8%	65.0%

施策 3-3-1 地域福祉

64ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	53.35%	↑
数値	ボランティア登録団体数	88団体	95団体
数値	ボランティア登録延人数	1,296人	1,400人

施策 3-3-2 高齢者福祉

66ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	高齢者が地域で生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	55.30%	↑
数値	認知症サポーター数	351人	1,500人
数値	高齢者の社会参加率(高齢者クラブ加入率)	23.35%	24.30%

施策 3-3-3 障害者福祉

68ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	障害のある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	42.45%	↑
数値	福祉サービス年間利用件数	6,486件	9,400件
数値	計画相談支援件数	4件	50件

第4章

自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり

〔生活環境〕

施策 4-1-1 生活道路

72ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	地区内の道路環境に満足している市民の割合	44.63%	↗
数値	市道の整備率(改良率)	40.6%	43.1%
数値	歩道の整備延長	132,646m	140,891m
数値	道路里親実施団体数	24団体	70団体

施策 4-1-2 公園・緑地

74ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	公園が地域の憩いの場になっていると感じている市民の割合	35.83%	↗
数値	市民1人当たりの公園面積	8.93㎡	9.31㎡
数値	市民と行政の協働による維持管理公園数	3箇所	8箇所

施策 4-1-3 河川

76ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	快適で美しい水辺環境があると感じている市民の割合	31.23%	↗
数値	水質環境基準達成率	80.6%	83.0%
数値	浸水被害箇所改修率(行幸町周辺地区)	5%	100%

施策 4-1-4 上水道

78ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心・安全な水が安定して使用できると感じている市民の割合	70.46%	↗
数値	水道普及率	84.4%	90.5%
数値	年間有収率	88.7%	90.0%

施策 4-1-5 生活排水

80ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	生活環境や河川等の水質が改善されていると感じている市民の割合	45.79%	↗
数値	水洗化率(公共下水道)	72.4%	73.7%
数値	水洗化率(農業集落排水)	72.5%	80.0%

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
数値	生活排水処理人口普及率(合併処理浄化槽)	14.6%	18.2%

施策 4-1-6 住宅

82ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	良好な住環境が形成されていると感じている市民の割合	49.14%	
数値	住宅の耐震化率	68.6%	80.0%以上
数値	住宅用太陽光発電システム設置率	1.6%	3.9%

施策 4-1-7 斎場・墓地

84ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	斎場運営が適切に行なわれていると感じている市民の割合	85.75%	

施策 4-2-1 防災

86ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	防災に関する正しい知識が身についていると感じている市民の割合	46.65%	
市民実感度	防災に関する行動が身についていると感じている市民の割合	36.06%	
数値	自主防災組織率	13.6%	40.0%
数値	避難所の耐震化率	86%	100%

施策 4-2-2 消防

88ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	71.18%	
数値	火災発生件数	23件	0件(減少)
数値	救急出動件数	2,869件	減少
数値	住宅用火災警報器普及率	66.2%	71.0%

施策 4-2-3 防犯

90ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	安心して暮らせると感じている市民の割合	58.18%	
数値	刑法犯罪発生件数	1,147件	1,000件以下
数値	防犯自主活動組織数	22団体	25団体
数値	防犯講習会(開催回数)参加者数	(1回)30人	(2回)100人

施策 4-2-4 交通安全

92ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	交通安全対策が充実していると感じている市民の割合	52.41%	
数値	交通事故発生件数	387件	300件以下
数値	交通事故死者数	6人	3人以下

施策 4-2-5 消費者行政

94ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	91.20%	
数値	出前講座・消費生活講座の年間受講者数	695人	700人
数値	相談受理件数	348件	減少

施策 4-3-1 環境保全・公害防止

96ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	日常生活において、環境に配慮している市民の割合	83.49%	
数値	公害等苦情・相談件数	388件	減少
数値	水質環境基準達成率	80.6%	83.0%

施策 4-3-2 廃棄物対策

98ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	ごみの減量化・リサイクルを実施している市民の割合	90.73%	
数値	1人1日当たりのごみの排出量(生活系)	738g	700g
数値	ごみの再資源化率(リサイクル率)	22.0%	24.5%

第5章

人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり

〔教育・文化〕

施策 5-1-1 幼児教育

102ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	子どもとのコミュニケーションがとれていると感じている保護者の割合(未就学児)	87.86%	
市民実感度	地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	20.40%	
数値	高齢者との交流会活動数	2回	5回

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
数値	高齢者との交流会参加人数	15人	37人

施策 5-1-2 学校教育

104ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合	90.80%	↗
市民実感度	地域に開かれた学校だと感じている市民の割合	62.46%	↗
数値	茨城県学力診断のためのテスト(県平均点数との比較)	+0.5点	+2.5点
数値	全国体力・運動能力調査(中学校における県平均との比較)	+3.6%	+5.5%
数値	学校施設の耐震化率	73.9%	100.0%

施策 5-1-3 青少年育成

106ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	心身ともに健やかな子どもたちを地域ぐるみで育成していると感じている市民の割合	48.68%	↗
数値	子ども会加入児童率	92.10%	95.00%
数値	「青少年の健全育成に協力する店」加入率	42.9%	45.0%

施策 5-2-1 生涯学習

108ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	生涯学習をする施設(公民館・図書館等)が充実していると感じている市民の割合	73.05%	↗
数値	図書館入館者数	532,395人	543,000人
数値	図書館資料案内件数(レファレンス件数)	1,951件	3,100件
数値	図書館資料展示回数	9回	12回
数値	公民館利用者数	194,055人	195,000人

施策 5-2-2 スポーツ・レクリエーション

110ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	週1回以上の頻度で運動やスポーツをしている市民の割合	30.92%	↗
数値	スポーツ少年団指導者率	20.28%	20.5%
数値	スポーツ教室(教室数)参加者数	(7教室) 770人	(8教室) 930人

施策 5-3-1 文化財

112ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	歴史的・文化的資源が有効に活用されていると感じている市民の割合	38.16%	↗
数値	歴史民俗資料館の入場者数	1,050人	1,100人

施策 5-3-2 芸術・文化

114ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	芸術・文化に親しんでいると感じている市民の割合	33.57%	↑
数値	芸術・文化関連事業の開催回数(青少年劇場小公演)	8回	8回
数値	芸術・文化関連事業への出品数(全国こども陶芸展作品応募数)	1,248点	1,380点

施策 5-3-3 国際化

116ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	日常生活の中で在住外国人と交流している市民の割合	7.09%	↑
数値	国際交流事業への参加者数	390人	420人

第6章

人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり

〔自治・協働〕

施策 6-1-1 人権尊重

120ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	人権が尊重されていると感じている市民の割合	55.06%	↑
数値	人権意識の高揚啓発活動回数	5回	8回

施策 6-1-2 男女共同参画社会

122ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	各分野における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	56.07%	↑
数値	市の審議会等における女性委員の占める割合	25.8%	35.0%
数値	男女共同参画講座の参加者数	165人	200人

施策 6-2-1 市民協働

124ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市民が新しい公共の担い手になっていると感じている市民の割合	34.50%	↑
数値	NPO法人数	21団体	33団体
数値	地域ポイント制度に参加する人数(H23~H24年度の社会実験事業を含む)	0人	1,200人
数値	まちづくり市民活動助成金助成団体数	7団体	12団体

施策 **6-2-2** 地域コミュニティ 126ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市民活動(地域活動)に参加している市民の割合	25.16%	↑
数値	地域集会所の数	173件	173件

施策 **6-3-1** 広報・広聴 128ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合	60.51%	↑
数値	ホームページアクセス件数	1,338,202件	2,000,000件
数値	メールマガジン登録者数(かさめ〜)	1,345人	3,000人

施策 **6-3-2** 行政運営 130ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	効率的で効果的な行政運営ができていると感じている市民の割合	37.23%	↑
市民実感度	電子サービスが利用しやすいと感じている市民の割合	31.85%	↑
数値	行財政改革大綱実施計画達成率	78.1%	100.0%
数値	他団体等との人事交流率	19%	28%
数値	電子申請届出利用件数	164件	350件

施策 **6-3-3** 財政運営 132ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	健全な財政運営がされていると感じている市民の割合	40.89%	↑
数値	実質公債費比率	12.1%	14.1%
数値	将来負担比率	85.7%	90.0%
数値	経常収支比率	81.3%	85.5%
数値	市税等徴収率	87.1%	90.0%

施策 **6-3-4** 広域行政 134ページ

種別	指標名	現状値	目標値(H28年度末)
市民実感度	他の市町村と広域事業や広域連携・交流が行われていると感じている市民の割合	39.41%	↑
数値	広域市町村の構成自治体の公共施設相互利用率	8.1%	11.0%

4 用語解説

あ 行

- アイシーティー
ICT
情報通信技術。
ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。
ICT (Information and Communication Technology)
- アイティーセンリャクホンブ
IT戦略本部
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(「IT基本法」平成12年11月29日成立)に基づき、平成13年1月6日、内閣に設置された。
- アタラシコウキョウ
新しい公共
従来は官が独占してきた領域を「民」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民や事業者(市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など)が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。
- イバラキケンコウキョウコウツウカッセイカシシ
茨城県公共交通活性化指針
高齢化の進行による高齢者の移動手段の確保や環境への影響などの観点から、公共交通を維持確保し、また県民の移動や地域づくりを支える公共交通の活性化を図るために策定された指針。
- **インターンシップ**
生徒が在学中に企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した職業体験を行うこと。
- エイイーディー
AED
自動体外式除細動器。
コンピューター化された医療機器で、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動(心臓の動きが不規則になる不整脈)が発生した場合に、電気ショックを与えて機能を回復させる装置。
- エヌピーオーホウジン
NPO法人
特定非営利活動促進法(NPO法)により認証を受け、法人格を取得した市民活動を中心とする団体。本来は公益法人、社会福祉法人、任意団体も含む広い概念であり、一般的に「民間非営利組織」と訳される。
NPO (Non Profit Organization)

か 行

- **カウンセリング**
個人の持つ悩みや問題を解決するため、精神医学・

心理学等の立場から協力し助言すること。

- カサマクラインガルテン
笠間クラインガルテン
2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とする滞在型の農業体験施設。
- カサマケンコウダイヤルニジュウヨンジギョウ
かさま健康ダイヤル24事業
24時間・年中無休の電話による相談サービス。健康・医療・介護・育児などの相談に医師や助産師などの専門家が常時対応する。
- カサマシカンキョウキホンケイカク
笠間市環境基本計画
笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するための計画。
- カサマシカンコウシンコウキホンケイカク
笠間市観光振興基本計画
観光に対するニーズの多様化を受けて、合併を契機に、新たな枠組みとしての笠間市の観光資源の魅力向上策を検討し、通年滞在型の観光振興を図るための指針となる計画。
- カサマシキョウドウノマチツクリスイシンシシ
笠間市協働のまちづくり推進指針
市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、公共を共に担うパートナーである市民との協働の在り方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めたもの。
- カサマシケンコウツクリケイカク
笠間市健康づくり計画
市民が生涯にわたり、健康で元気に安心して暮らせる地域社会を実現するための行動指針となる計画。
- カサマシジュウセイカツキホンケイカク
笠間市住生活基本計画
住生活基本計画(全国計画)の目標(※)に即し、笠間市の住宅事情や市民ニーズなどから住生活の課題を明らかにし、住宅施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向性を示したもの。
※住生活基本計画(全国計画)の目標
 - ・安心・安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築
 - ・住宅の適正な管理及び再生
 - ・多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
 - ・住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- カサマシショウガイシヤケイカク
笠間市障害者計画
障害者基本法に基づき、近年の障がいのある人を取り巻く社会状況や制度の変化に対応するため、新たな枠組みの中で、障害者施策の更なる推進を目指す計画。

- カサマシショウガイシャフクシケイカク

● **笠間市障害者福祉計画**
 障害者自立支援法の施行を受け、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に作成が義務付けられた計画。
- カサマシスイドウジギョウキホンケイカク

● **笠間市水道事業基本計画**
 笠間市水道事業について、効率的な事業経営のもとで将来にわたり安全で安心な水の供給確保はもとより、災害時にも安定的な給水を行うため、今後の進むべき方向について定めたもの。
- カサマシスポーツシンコウキホンケイカク

● **笠間市スポーツ振興基本計画**
 高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人々のスポーツニーズに対応できる環境の整備等を推進し、生涯を通してスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す基本的な計画。
- カサマシチイキフクシケイカク

● **笠間市地域福祉計画**
 市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量などを明らかにし、かつ、確保し提供する体制を整備する計画。
- カサマシチイキボウサイケイカク

● **笠間市地域防災計画**
 災害対策基本法に基づき、笠間市の災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定めた、防災の万全を期するための基本的かつ総合的な計画。
- カサマシトシケイカクマスタープラン

● **笠間市都市計画マスタープラン**
 1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）のこと。
- カサマシノウリンギョウシンコウキホンケイカク

● **笠間市農林業振興基本計画**
 笠間市の農林業と農村を取り巻く社会の現状を踏まえ、笠間市に適した個性ある農林業の推進を実現するために、施策の方向性を明らかにした基本計画。
- カサマッコミライプラン

● **かさまっ子未来プラン**
 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市民が安心して出産・子育てができるまちづくりを目指して、笠間市が取り組む支援対策の内容について定めたもの。
- カサマノイナリズシイナキチカイ

● **笠間のいなり寿司いな吉会**
 稲荷寿司の開発、品質の向上、販路の拡大等を図るとともに、関連業界との交流を促進し、食によるまちおこしの実現を目指していく会。
- カサマノウギョウシンコウチイキセイビケイカク

● **笠間農業振興地域整備計画**
 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。
- カサマノスイ

● **かさまの粋**
 市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証したもの。認証された農産品には認証マークを表示している。
- カサマノスイノウサンピンニンテイセイドウ

● **「かさまの粋」農産品認定制度**
 市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証し、付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、知名度向上に繋げていくための制度。
- **かさめ〜る**
 メールアドレスを登録することによって、行政情報や災害情報を携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメール配信するサービス。
- カソウカギジュツ

● **仮想化技術**
 システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えられる仕組みのこと。複数のサーバーを1台のサーバーのように稼働させるなどがある。
- カンキョウホゼンガタノウギョウ

● **環境保全型農業**
 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
- キョウジョ

● **共助**
 自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。
- キョウドウ

● **協働**
 市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取り組むこと。
- キョウドウアウトソーシング

● **共同アウトソーシング**
 複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。
- **クラウドコンピューティング**
 データサービスやインターネット技術等が、ネッ

トワーク上にあるサーバ群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

● **グリーンツーリズム**

緑豊かな農村漁村などに長く滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流を行う余暇活動。

グリーンパートナーサイド

● **グリーンパートナー制度**

市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を推進するため、公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付する制度。

ケイカンケイカク

● **景観計画**

現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観形成に関する方針や行為の制限等を定める計画。

ケイジョウシュウシヒリツ

● **経常収支比率**

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。
人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。

ケーエイチエス

● **KHS**

かさまハートサポーター。
笠間市民の救命率の向上を目的として、地域のために活動するボランティア団体。

ケンオウチイキクビチョウコンワカイ

● **県央地域首長懇話会**

地域主権改革が推進される中であって、自立した地方自治を進め、より一層の住民の幸せを目指して、県央地域の将来像や発展させていくための方策、さらには広域連携などについて、県央地域の首長が議論する「場」。
※県央地域(水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村の9市町村で構成)

ケンコウジュミョウ

● **健康寿命**

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO(世界保健機関)が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病气・認知証などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。

ケンコウトシツクリウンドウ

● **健康都市づくり運動**

保健・医療、福祉、産業、教育、環境などさまざま

な分野の活動を推進するとともに、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築し、市民と行政が一体となって、安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を推進する運動。

ケンコウニホンニジュウイチ

● **健康日本21**

21世紀における国民健康づくり運動の「趣旨」、「基本的な方向」、「地域における運動の推進」などについて、その概要を解説したもの。また、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の課題について、9分野(栄養・食生活、身体活動と運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん)ごとの2010年度を目途とした「基本方針」、「現状と目標」、「対策」などを掲げたもの。

コウイキギョウセイケン

● **広域行政圏**

圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常生活圏を形成し、又は形成する可能性を有すると認められる圏域。

ゴウケイトクシュシュウウリツ

● **合計特殊出生率**

女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

コウサクホウキチ

● **耕作放棄地**

調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

コウジョ

● **公助**

個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共(公的機関)が行うこと。

コウツウキホンホウ

● **交通基本法**

国、地方公共団体、事業者、施設管理者及び国民が一体となって交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「基本理念」「責務」「基本的施策等」について定めた法律。

コウツウジャクシャ

● **交通弱者**

運転免許を持たない(持てない)ことなどにより、自動車中心社会において移動を制限される方。

コウドショリガタジョウカソウ

● **高度処理型浄化槽**

各家庭に取り付ける汚水処理装置。通常型合併処理浄化槽より窒素とリンの除去性能が高い。

コドモ・ワカモノビジョン

● **子ども・若者ビジョン**

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)の施行を受け、「青少年育成施策大綱」(平成20年12月決定)に代わるものとして作成された。子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等

について定めるもの。

- **コミュニティビジネス**
地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用して解決していくこと。

さ 行

- サイセイカノウエネルギー
再生可能エネルギー
法律(※)では「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
(※) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
- サトオヤセイド
里親制度
市民が道路や公園など、公共の場所をわが子にみたてて掃除し、美化していくこと。
- サンアール
3R
リデュース (Reduce) = 発生抑制 (ごみを減らす)、リユース (Reuse) = 再使用 (繰り返し使う)、リサイクル (Recycle) = 再生利用 (資源として再利用する) の3つの頭文字をとったもの。
- ジェネリックイヤクヒン
ジェネリック医薬品
先発医薬品 (新薬) の特許が切れた後、ほかの製薬会社が同じ成分を配合してより安く発売する医薬品。
- ジシュボウサイソシキ
自主防災組織
地域住民が災害時の被害を最小限に止め、人命を守るために、平常時には、地域の危険性や家庭内での安全点検及び防災訓練、防災知識の普及・啓発等を行い、災害時には、初期消火、救出・救助、情報の収集や伝達、避難誘導、避難所の管理・運営等、多岐に渡って自発的に防災活動を行う団体。
- ジジョ
自助
自分(家族)の責任で、自分(家族)自身が行うこと。
- シチョウソンセッチガタジョウカソウ
市町村設置型浄化槽
生活排水処理施設の適正な維持管理と計画的な整備拡大を図るため、一定区域内において市町村自らが浄化槽の設置及び維持管理を行い、個人が使用料を負担する手法。

- シミンケンシヨウ
市民憲章
「市民みんなのねがい」であり「市民みんなのもの」という基本的な考えのもと、「わかりやすく親しみがもて口ずさめるもの」「合併後の新しいまちづくりにふさわしいもの」「ひとつひとつ実行できるもの」として定められたもの。

- シミンノウエン
市民農園
サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。クラインガルテン。

- ジュウミンキホンダイチヨウネットワークシステム
住民基本台帳ネットワークシステム
居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、情報(氏名、生年月日、性別、住所)と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。

- シュウラクエイノウ
集落営農
「集落」を単位として農業生産過程における一部、又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に、実施される営農のこと。

- シュウオチホウドウ
主要地方道
国土交通大臣が指定する主要な県道もしくは市道で、高速自動車道や国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路。

- ジュンカンガタシャカイ
循環型社会
資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会。

- ジュントクテイケイロ
準特定経路
特定経路周辺の回遊性や滞在性を高めるため、特定経路を補完する道路。

- ショウガイシャキホンホウ
障害者基本法
障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。

- ショウガイスポーツ
生涯スポーツ
一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツと関わりをもち、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れること。

ジョウホウリテラシー

● 情報リテラシー

コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

ショクイク

● 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと食育基本法に定められている。

シルバージンザイセンター

● シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者を会員として臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的に設立された公益法人。

● シンククライアント

情報漏えい等のセキュリティ対策のため、利用者が使用するパソコンに記憶装置や外部出力装置を持たせず、画面表示等の必要最小限の機能のみとし、アプリケーション実行などの処理をサーバー側で行うシステム。

ストローゲンショウ

● ストロー現象

大都市と地方都市間の交通網が整備されることによって、それまで地域の拠点となっていた地方都市のヒト・モノ・カネがより求心力のある大都市に吸い寄せられる現象。

スポーツキホンホウ

● スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。

セイクツシュウカンビョウ

● 生活習慣病

がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

セイクツハイスイベストプラン

● 生活排水ベストプラン

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活廃水対策を行い、最も効果的（ベスト）に短期間で整備を行うためのマスタープラン。

ソウゴウカタチイクスポーツクラブ

● 総合型地域スポーツクラブ

地域住民の主体的な運営のもと、誰もが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。

ソウゴウトックセイド

● 総合特区制度

「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（H22.6.18閣議決定）に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限生かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施するもの。

た 行

ダイクジカサマシコウツウアンゼンケイカク

● 第9次笠間市交通安全計画

昭和45年6月、交通安全対策基本法の制定により、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、県と市町村それぞれが5年計画で策定する。県の計画に基づき、市町村交通安全対策会議が作成する。

ダブリューエイチオー

● WHO

世界保健機関。国連の専門機関の1つで、伝染病の情報提供、薬品の監視などを行う。

ダンジョキョウドウサンカクシャカイ

● 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

チキカツドウシエンセンター

● 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

チキクラスターカ

● 地域クラスター化

ブドウの房のような企業・機関のネットワークのこと。「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」のこと。

チキコムニティ

● 地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

チキシュケンカイカクカンレンサンボウ

● 地域主権改革関連3法

地域主権（地方分権）改革の推進により、平成23年5月2日に交付された「地方自治法の一部を改正する法律」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」、「国と地方の協議の場に関する法律」の3法のこと。

- チキポイントセイド
地域ポイント制度
 市民が行う公共的な活動や社会貢献活動にポイントを付与し、記念品の交換や行政の身近な事業、又は、団体等の事業支援にポイントを加算することでポイント還元を行う制度。
 - チキホウカツシエンセンター
地域包括支援センター
 介護保険法により各市町村に設置され、市民の心身の健康維持や財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対し、地域における総合相談窓口及び介護予防計画を担う組織。
 - チクケイカクセイド
地区計画制度
 身近な生活空間について、地区のみなさんで話し合っ、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりをすすめるための制度。
 - チサンチショウ
地産地消
 地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。
 - チャンネル**
 通信路、販路など。データの通り道。
 - ディーブイ
DV
 家庭内の暴力。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力等、家庭内のさまざまな形態の暴力。DV（ドメスティック・バイオレンス）
 - テイジュウジリツケンコウソウ
定住自立圏構想
 市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する政策。
 - デンシジタイ
電子自治体
 ITを活用し、行政手続のオンライン化等、利用者本位の行政サービスを提供していくとともに、簡素で効率的な行政運営を行う地方公共団体の総称。
 - トウゴウガタジーアイエス
統合型GIS
 地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。GIS（Geographic Information System）の略。
 - ドウロサトオヤセイド
道路里親制度
 住民や事業者等からなる自発的なボランティア（里親）によって、一定区間の道路の散乱ゴミ収集・清掃・草刈り等の美化活動を行う制度。
 - トクテイケイロ
特定経路
 駅などの旅客施設と公共施設・福祉施設等を結ぶ道路で、高齢者や障害者等が徒歩で移動する区間。
 - トクテイケンコウシンサ
特定健康診査
 糖尿病など生活習慣病に関する健康診査。
 - トクテイホケンシドウ
特定保健指導
 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対し、保健指導に関する専門知識などを有するものが行う保健指導。
 - トシケイカクドウロ
都市計画道路
 都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊街路の区分がある。
 - トチクカクセイリジギョウ
土地区画整理事業
 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- ## な 行
- ニチイキキョジュウ
二地域居住
 都市住民が多様な生活スタイルを実現する手段として、都市の住居に加え、農山漁村等の同一地域に定期的・長期的に滞在し、二地域での生活拠点を持つこと。
 - ニュースポーツ**
 体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もが手軽に楽しめるとともに、ルールに弾力性があるなどの特長を持ち、近年になってわが国で考案され、あるいは諸外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称。
 - ニューツーリズム**
 従来の物見遊山的な観光旅行だけでなく、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと。
 - ニシカチエンダンタイ
認可地縁団体
 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。
 - ノウキョウセイサンコウテイカンリ(ギャップ)
農業生産工程管理 (GAP)
 農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice) とは、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令

等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

● ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は 行

● ハザードマップ

洪水、地震等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

● パブリシティ

政府・企業・団体がマスメディアを通じて望ましい情報の伝達を目指す活動。

● パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を聴く機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

● バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

バリアフリーシンボウ

● バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の推進を目的とした「ハートビル法」と、駅や空港といった旅客施設のバリアフリー化の推進を目的とした「交通バリアフリー法」を一本化し、道路、交通施設、福祉施設、商業施設等の連続的なバリアフリー化を促進するもの。

● ハローワーク

働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介し、事業者の求人をお知らせする公的な機関。（職業安定所の愛称）

ピーディーシーエーサイクル

● PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。

● ビオトープ

野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。

ヒカリファイバ

● 光ファイバ

光信号を通す通信ケーブル。電話線などのメタルケーブルと比べて、速く大容量の情報を伝送でき、減衰しにくい特性があり、長距離での通信が可能である。

● ファミリーサポートセンター

地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。

フィルムコミッションカウドウ

● フィルムコミッション活動

映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるために、さまざまなサービスを提供する活動。

● ヘルスリーダー

市民が主体となって、他の市民に働きかけ、仲間づくりをすすめる市民運動を展開するために養成する、健康づくりについての専門性をもったリーダー。

ボウハンボランティア

● 防犯ボランティア

市民による自警を目的とした活動の総称。主に、居住する人や勤務する人々によるパトロール活動をする行為を示す。笠間市には、防犯連絡員と防犯ボランティア団体が登録されている。

ホスイキノウ

● 保水機能

地中に浸透させる機能（山林などの緑地が雨を一時的に貯留するなど）。

ホソウグ

● 補装具

身体障害者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

ま 行

ミンカンコウバン

● 民間交番

自警を目的とした防犯ボランティアの活動拠点の仮称。警察署、行政と地域住民の連携による防犯活動の拠点となる。茨城県内では、龍ヶ崎市北竜台防犯ステーションや潮来市日の出地区防犯センターなどが有名。

- **メタボリックシンドローム**
内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態。
(いずれか1つをあわせ持ったものは予備群)
内臓脂肪の過剰の蓄積により、高脂血症、血圧高値、高血糖のうち2つ以上が重なった状態を言う。
それらの因子が集積すると動脈硬化が進み、脳卒中、心筋梗塞を発症しやすい。
- **モビリティ・マネジメント**
1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や 行

- ユウスイキノウ
遊水機能
あふれた水を一時的に留めておく機能（川沿いの田が雨を溜めるなど）。
- **ユニバーサルデザイン**
（ユニバーサルデザイン）ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
- ヨウホゴジドウタイサクチエキキョウウギカイ
要保護児童対策地域協議会
虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により、早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置する組織。

ら 行

- レセプトテンケン
レセプト点検
保険者である市が、被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト（診療報酬明細書）の内容を点検し、医療機関等に支払う額を確認すること。

わ 行

- **ワンストップサービス**
一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。

笠間市総合計画 後期基本計画

平成24年度～平成28年度

平成24年2月決定

平成24年3月発行

■発行

茨城県笠間市

■編集

笠間市市長公室企画政策課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

URL ▶ <http://www.city.kasama.lg.jp/>

E-mail ▶ kikaku@city.kasama.lg.jp

※この冊子は、再生紙を使用しています。



笠間市
KASAMA

